

**(井上議員)**

2017年から施行した教育機会確保法により、これまで登校させることを主眼にした「登校ありき」の考え方を転換し、登校ができない子どもたちの「ありのまま」を尊重し、学校以外での多様な学びを支援する取り組みが進められています。



そのような中、不登校児童生徒の適切な評価を促進する目的で、本年8月29日に学校教育法施行規則の改正が行われたと聞いています。この改正の内容についてお示し下さい。

【義務教育課長】

不登校児童生徒の中には、学校に通うことができなくても、教育支援センターや民間団体等や自宅等で懸命に学習を続けている者もいます。こういった不登校児童生徒の努力を評価し、一定の要件を満たす場合に、学校外での学習の成果を成績に反映することが整理され、令和元年に国から通知されました。

今回の学校教育法施行規則の一部改正は、この令和元年の通知の内容を法令上明確化するものです。

(井上議員)

今回の改正により条文に追加された第57条の第2項には「文部科学大臣が定めた要件」を満たした場合に欠席中に行った学習の成果を考慮することができると明記されています。この文部科学大臣の定める要件とは具体的にどういったことか、お示し下さい。

【義務教育課長】

欠席中に行った学習の成果を考慮することができる要件は、以下三点です。

第一は、学習の計画・内容が、不登校児童生徒の在籍する学校の教育課程に照らし適切と認められること

第二は、学校と不登校児童生徒の保護者、教育支援センター、民間団体などとの間に十分な連携協力関係が保たれること

第三は、学校が訪問による対面指導などにより、学習活動などの不登校児童生徒の状況を把握するとともに、不登校児童生徒と学校との適切な関りを維持するように留意していること、です。

(井上議員)

これまでも文科省は不登校児童生徒が欠席中に行った学習成果を学校の成績に反映する取り組みについて打ち出しが為されてきました。2019年には「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知が出され、2023年の「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」などでも、教育支援センターや自宅などでの学習が成績に反映されるようにすることが明記されるなど、これらの取り組みを県や市町村教育委員会を通じ、学校現場で検討し進めてこられたと思います。

そのような中で、今回あえて施行規則の改正を行ったわけだが、法令改正に至った趣旨について、県教委はどのように考えているか、お尋ねします。

【義務教育課長】

委員ご説明の通り、近年の不登校児童生徒の急増を受けて、COCOLO プランにおいても、学校外での学習が成績に反映されるようにすることの意義が記載されました。また、令和5年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」においても、教室外の学習成果の成績反映を促すための法令上の措置を行うこととされました。

このようなことから、今般、誰一人取り残されない学びの充実を一層推進するため、令和元年の通知の内容を法令上明確化されたものと認識しています。

(井上議員)

自治体が設置する教育支援センターや民間のフリースクール等の学校外の施設で学ぶ児童生徒の状況を、施設側が学校に定期報告する体制を整えた上で、学習成果を成績に反映するといった対応が想定されているが、一方で学校外の施設を利用されていない、自宅等で学習している不登校児童生徒の学習状況はどのように把握し評価しているのでしょうか。

【義務教育課長】

不登校児童生徒の実態により異なりますが、担任等が家庭訪問やオンラインなどにより、定期的かつ継続的に対面での相談・指導を行い、自宅での状況を把握しています。その際に、例えば、不登校児童生徒が取り組んだワークブックなどがあれば、その学習内容を確認するようにしています。

そのようにして得た情報を基に、関係する教員で協議を行い、最終的に校長が判断し、対象児童生徒の評価を決定しています。

(井上議員)

ある公立小学校の児童は週に1日か2日しか登校できず、登校しても教室に

入ることができないため一人別室で学んでいる状態。この子の場合、保護者が週に1回家庭教師をつけ、保護者も仕事の合間に一緒に勉強するなど学習が遅れないように努力をされています。登校した時に受けたテストでは100点満点中80点以上を採るなど児童自身も一生懸命頑張りました。

しかしながら、昨年の学期末の時期に、担任の先生から、通知表については出席日数が足りないため成績評価が出来ないとして、全ての教科について3段階評価の最低評価である「もう少し」を記載するか、あるいは空欄にするか保護者に相談して決めるといった対応がなされています。今年も不登校の状況は変わらず1学期の通知表では3段階評価はすべての教科が空欄でした。このご家庭では、担任の先生と連絡を取り合い他の児童と同じ宿題をさせたりするなど、学校と協力関係が保たれております。また、通知表の3段階評価がすべて空欄、つまり評価できないとする理由については「出席日数が足りないため」ということしか説明がされていません。この児童も空欄の通知表を見て落ち込んでいたと聞いています。

私はこのような対応が為されている学校は一定存在するのではないかと考えています。

今回の規則改正を機に、学校現場においては不登校児童生徒に対する成績評価について、改正の趣旨をより一層理解していただくよう働きかけるとともに、児童生徒や保護者に対し、丁寧な説明を尽くすよう指導・助言する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

【義務教育課長】

これまでも令和元年度通知の内容を、市町村教育委員会や学校に対して繰り返し周知を図ってきましたが、今回の規則改正に合わせて、改めて、不登校児童生徒の努力を認め学習評価を適切に実施することや、その際、学校が保護者

等と十分な連携協力体制を保つことなどを、市町村教育委員会に通知したところです。また、9月10日に開催した市町村教育委員会の担当指導主事を対象にした研修会においても、管内の学校の全職員で共通理解を図るよう依頼したところです。

今後、必要に応じて、研修会等の場を活用しながら、規則改正の内容について、周知を図ってまいります。

(井上議員)

一方で、多忙な学校現場に不登校児童生徒の学習状況の把握により、労力や時間など負担が大きくなるのが懸念されます。今後そういった負担に応じた体制整備が必要と考えるが見解を伺います。

【義務教育課長】

現在、県教育委員会では、学級担任だけではなく、複数の教員等により不登校児童生徒を支援する「チームサポート方式」による対応を各学校へ依頼しています。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを直接配置することや、不登校児童支援員、教員業務支援員、学習指導員等の専門スタッフを市町村が配置する際の支援を行うことで、校長のリーダーシップの下、チーム学校として児童生徒に対応する体制の整備を図っています。

今後これらの取組を通して、学習状況の把握も含めた教員一人一人の負担を軽減するよう努めてまいります。

(井上議員)

当時の盛山文部科学大臣は、8月30日の会見で「懸命に学習を続けている児童生徒の努力を学校として評価し、支援することが重要」と改正の意義を強調しました。国としては、今回の施行規則の改正を機に、不登校児童生徒の成績評価をより一層推進していくねらいがあると考えています。県教委としての

考え方も全く同じであると理解しています。

今回の議論の中で、学校外での学習状況の把握や、通知表への記載の問題について、また多忙な学校現場への負担に対する体制整備などの課題を挙げました。こういった課題解決なくしては不登校児童生徒の成績評価の取り組みは進まないと思っています。県としてもしっかりと児童生徒や保護者、そして学校現場の声に耳を傾けて課題解決に力を尽くしていただきたいと思っています。最後に副教育長のお考えをお聞かせ下さい。

【副教育長】

不登校児童生徒が急増する中で、誰一人取り残されない学びの充実を一層推進する観点から、不登校児童生徒の欠席中の学習成果に対して学習評価を適切に実施することは、当該児童生徒の学習意欲に応え、社会的自立を支援する上で大変意義が大きいことだと認識しています。

県教育委員会としましては、この度の法令改正の趣旨を学校全体で理解し、不登校児童生徒の支援に日々当たれるよう、今後とも、市町村教育委員会や学校を指導・助言してまいります。

(井上議員)

先ほどの児童のような不登校の子どもたちの頑張りが正しく評価されることで、しっかり前を向いて歩みを進める大きな力となると信じています。

今回の改正を機に、県としても力強く推進していただくようお願いいたします。